

2016年6月市議会一般質問（案）

2016年6月15日現在

21番 日本共産党 福間 健治

21番、日本共産党の福間健治です。質問通告に基づき、4項目8点について一問一答方式で質問します。

1、憲法について

（1）立憲主義について

安倍首相は、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」、昨年9月の安全保障法制（戦争法）の強行成立をうけ、参議院選挙で、改憲勢力で3分の2以上の議席をめざすとして、明文改憲への執念をむき出しにしています。

「自民党改憲案」は、憲法9条2項を削除し「国防軍」の創設を明記しています。これは、自衛隊の海外での武力行使を、何の制限もなしにおこなえるようにし、「海外で戦争する国」づくりを完成させようというものにほかなりません。

また「自民党改憲案」は、「緊急事態条項」の創設を明記しています。首相が「緊急事態の宣言」をおこなえば、内閣が立法権を行使し、国民の基本的人権を制限・停止するなど、事実上の「戒厳令」を可能にするというものであります。

さらに、根本問題は、「自民党改憲案」が「憲法を憲法でなくしてしまう」ということでもあります。「自民党改憲案」では、憲法第13条の「個人としての尊重」を「人として尊重」という表現に置き換え、「個人の尊重」「個人の尊厳」という立憲主義の根本原理を抹殺してしまっています。

「公益及び公の秩序」の名で、基本的人権の抑圧ができる仕組みに改変されています。基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と規定した憲法97条がまるまる削除されてしまっています。これは「憲法によって権力を縛る」という立憲主義を全面的に否定し、「憲法によって国民を縛る」ものへと根本的に変質させようというものにほかなりません。

日本共産党は、私たち日本国民が、戦争の惨禍と幾多の人々の犠牲うえに手にした世界に誇るべき日本国憲法を、およそ憲法と呼べない戦争と独裁と抑圧の道具へと置き換える、途方もない時代逆行の企てを絶対に許してはならないと考えています。

そこで質問しますが、立憲主義についての基本認識について、見解を求めます。

2、災害対策

熊本・大分地震について質問します。

今回の地震では、震度7の大地震が2回（4月14日と16日）、その後も千数百回を超える余震が熊本・大分を中心に広範囲に起きるなど、前例のない事態となっています。

震災により亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。また地震発生後、日夜を分かたず住民の安心・安全のために尽力いただいている行政職員の皆様はじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

日本共産党も4月16日に災害対策本部を立ち上げ生活と生業の復旧にとりくんできました。引き続き被災者のみなさんに寄り添い、救援活動に取り組んでいきます。

特に甚大な被害を受けた熊本では、いまだ多くの方々が厳しい避難生活を強いられ「自宅に帰れない」、「復旧の見通しも立たない」など切実な声が出されています。同時に大分県内でも由布市や別府市を中心に、家屋、道路などの損壊や農業、観光産業へ大きな被害が広がっています。

また、「不安のために眠れない」、「夜は車の中で過ごしている」など、直接の被害がない地域でも地震の影響が広がっています。震災対策への課題も浮き彫りになっています。この教訓を大分市政に生かしていくことが求められています。

（1）まず避難所についてです。

避難所については、避難所の耐震化、避難者への水、食糧などの安定的提供の確保、プライバシー確保など避難所の環境改善。被災地以外で、安心して身体を伸ばせる避難所の確保、車中・テント避難者への対策、福祉避難所への要援護者のスムーズな誘導體制。医療体制を強め被災者の健康管理。避難所の的確な運営体制など、など、課題は山積しています。

熊本・大分地震を経験し、本市として今後の避難所対策をどのように考えているのでしょうか。見解を求めます。

（2）次に生活再建への支援についてです。

今回の大地震では2カ月以上が過ぎても熊本県を中心に余震が続き、多くの住民は不安の中で日々の暮らしをしています。大分県内でも建物被害総数は、3,234棟、全壊3棟、半壊106棟、一部損壊3,125棟（6月13日現在）と被害が大きくなっています。しかしこれは今後罹災証明等の申請によって、さらに増える事が予想されます。

これまで日本共産党の地方議員団として、被災に合われた方々の意見や行政の方との意見交換など行い、様々な要望など聞いてまいりました。「自宅の土台や壁に大きな亀裂が入り、近くのアパートに引っ越した」「瓦が壊れて直したいが材料も業者も足りず、盆明けまでかかる」「事業者には何の補助メニューもない。何とかしてほしい」「地震保険だけでは、十分な家の補修はできない」など切実な声が寄せられ、どこでも自力での生活再建は難しく、国・自治体への支援拡充を求める切実な訴えが寄せられています。

そこで質問ですが、国の被災者生活再建支援制度は「全壊等や大規模半壊」が対象であり、半壊の方々は対象となりません。柔軟な判定を行うことや、支給額を500万円まで引き上げることを国に求めるべきです。見解を求めます。

(3) 原発問題についてです。

今回の熊本・大分地震のように、大規模な「前震」と「本震」が続き、一つの断層で起きた地震が周辺の断層に影響して長期間にわたり地震が繰り返されることもめったにありません。今回の地震ではあまり動いてない日奈久断層の南側の川内原発に近い部分が動く可能性や、これまで知られていない断層に震源が広がり、もっと大きな地震に発展する可能性を検討する必要があると専門家は指摘しています。

今後の地震被害は予断を許さない状況が続いています。そこで質問ですが、予防的に川内原発をただちに停止するとともに、伊方原発などの再稼働中止を大分市としても強く求めていくべきだと考えますが、見解を求めます。

3、教育行政

就学援助について質問します。

就学援助制度は、「義務教育は無償」とした憲法26条など関係法に基づいて、小中学生のいる家庭に学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。昨今の景気低迷の長期化により、申請する児童・生徒は増え続けています。そこで2点について質問します。

(1) 入学学準備についてです。

支給時期の改善についてです。入学準備には「ランドセル」「学生服」「体操服」など、多額の費用が必要です。現行では、必要とする時期にはまにあいません。保護者の負担軽減のためにも、入学準備に間に合うように支給時期を前倒しする考えはありませんか。見解を求めます。

(2) 医療提供についてです。

現行では、学校での健康診査ののち、治療の必要がある場合は、7月1日か

らしか治療はできません。保護者・関係者からは「症状に合わせて的確な治療ができるようにしてほしいとの声」が寄せられています。必要なときに医療提供できるように制度の改善が必要と考えますが、見解を求めます。

4、都市計画行政

佐賀関サイクリングロード整備について質問します。

(1) 市道・古宮本神崎線自転車道整備工事(佐賀関サイクリングロード)は、延長7・8キロメートル、幅員2メートルから5メートルで、昭和62年から整備がすすめられ、平成29年度で整備は終了となっています。今後の整備方針について見解を求めます。

(2) 周辺住民や利用者の方から、「水たまりの解消してほしい」「夜間照明の整備をしてほしい」「草刈りをしてほしい」などの声が寄せられています。今後の維持管理方針について見解を求めます。